

平成30年度第5回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	平成31年 3月 5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	平成31年 3月12日		午前 10時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	平成31年 3月12日		午後 1時 28分	
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	村 山 昇	7	○	高 橋 裕 子
	2	○	林 田 俊 策	8	○	源 嶋 た ま み
	3	○	中 村 正 徳	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	瀬 崎 哲 弘	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	山 中 馨	11	○	豊 永 好 人
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	坂 口 幸 法
会議録署名議員	5番	山 中 馨		10番	宇 佐 信 行	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人		議 事 参 事	執 柄 由 美	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教 育 振 興 課 長	今 井 一 久	
	副 町 長	島 田 保 信		教 育 振 興 課	中 村 ・ 永 井	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	前 田 和 博		健 康 ・ 保 険 課	松 山 文 子	
	総 務 課 長	松 本 和 則		町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗	
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治		町 民 福 祉 課	金 子 め ぐ み	
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子 ども 対 策 課 長	白 濱 ゆ り こ	
	企 画 観 光 課	魚 住 ・ 栃 原		子 ども 対 策 課	吉 地 美 紀	
	税 務 課 長	平 川 博		環 境 整 備 課 長	小 林 昭 洋	
	税 務 課			環 境 整 備 課	山 村 忍	
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文		農 林 課 長	久 保 日 出 信	
	会 計 室			農 林 課	水 田 寛 明	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第34号	町道の路線廃止について
議案第35号	町道の路線認定について
議案第36号	多良木町公共施設整備基金条例を定めることについて
議案第37号	多良木町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めることについて
議案第38号	多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第39号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第40号	多良木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第41号	多良木町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第42号	多良木町診療所条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第43号	多良木町しごと創生支援住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第44号	平成30年度多良木町一般会計補正予算（第5号）
議案第45号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
議案第46号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
議案第47号	平成30年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第48号	平成30年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第49号	平成30年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第50号	平成31年度多良木町一般会計予算
議案第51号	平成31年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第52号	平成31年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第53号	平成31年度久米財産区特別会計予算
議案第54号	平成31年度多良木町上水道事業会計予算
議案第55号	平成31年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第56号	平成31年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第57号	平成31年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

ここで3月5日の議案の説明について訂正の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

小林環境整備課長。

○環境整備課長(小林昭洋君) 大変申しわけございませんが、先日ご説明いたしました平成 31 年度下水道会計の当初予算につきまして、一番最後の方に添付しておりました地方債の現在高の見込みに関する調書におきまして訂正がございました。

この場をお借りしましておわび申し上げますとともに、差しかえをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

日程第 1 「議案第 34 号」 町道の路線廃止について

○議長(村山 昇君) それでは、日程第 1、議案第 34 号、町道の路線廃止についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 35 号」 町道の路線認定について

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 2、議案第 35 号、町道の路線認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第36号」 多良木町公共施設整備基金条例を定めることについて

○議長（村山 昇君） 次に、日程第3、議案第36号、多良木町公共施設整備基金条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） 本条例は、将来的な財政負担に備えるためという趣旨は理解しておりますが、この条例を読んでみますと、町長の権限が大きいように思います。

この基金は、先の多良木町の公金管理検討委員会条例等のやっぱり制約を受け、町長が例えば第3条第2項に、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。確実な有価証券っていうのがどういうことを指しているのか私にはよくわかりませんが、リスクもあるということだと思います。

よってこの条例は、こういった公金管理検討委員会等のやっぱり諮問等を受けながらやっぺられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、有価証券というの多分、それだけではないと思いますが、国債間違いなところで国債あたりを指しているものと思っておりますが、もちろんこれは公金管理検討委員会、行われておりますこちらを通じて皆さんにご説明をしながら慎重にやっていきたいと思っております。

○2番（林田俊策君） 質問終わります。

○議長（村山 昇君） 9番久保田武治君。

○9番（久保田武治君） 今の質問に関連いたしますが、要するに必要なに応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるということなんですが、このことについてはですね、だれがどこでどのようにこの判断をなされるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、それについては先ほど同僚議員のお話にありましたような公金管理検討委員会を通じて、皆さんで論議しながらしっかり決めていくということです。

基本的には、公金管理検討委員会の出席は、私も召喚されれば出席しますが、会計管理者、それから、議員の方々、そして民間の方々ということになっていると思いますので、そこでしっかり検討しながら、どういうふうにするのかということを決めていきたいというふうに思っています。

○議長（村山 昇君） 9番久保田武治君。

○9番（久保田武治君） 要するに、例えば、国債以外にですね、いわゆる株みたいなものまで含めて、そのお考えになっているのかどうかということもあるんですが、確実かつ有利だというふうに判断をして、それに適応した場合にですね、もしかしてその例えば、破綻するということですね、あった場合ですね、そのことは想定されていないと思うんですが、もしそのような事態になった場合には、その責任の所在、そういったものいったどこに帰属するのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、これは株式とかそういう何ていうんですかね、証券会社あたりをお願いをして、先物取引とかそういうことは全く考えておりませんので、間違いなところで金融機関、あるいはその有価証券というたら、やはり国債、県債あたりになってくると思いますので、間違いのないところで必ず元本が保証されるということですよ、それがやはり基本になってきますので、でないという簡単に税金を動かすことできませんので、

確かに先ほど議員が言われたように、町長の権限がというなっていますけど、これはあくまでも町長がというのは前振りであって、これはみんなで決めていくということになります。

だから、最終的な決定は、私がするということとなりますので、最終的に責任は私にくるというふうに思っております。

○議長（村山 昇君） 9番。

○9番（久保田武治君） もう1点お伺いします。

これは例えば、各年ごとのですね、いわゆるその基金は、金額としてどれくらいをお考えなのか、あるいは最高上限額、例えばその目指すものは5億円目指します。10億円目指しますとかそういう構想も練られた上で今回のこの条例の提出になっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、この基金につきましては、公共施設の老朽化対策また新設ということではありますけれども現在、減債基金の積立額が繰上償還前、平成29年度末で10億8,000万ほどございました。繰上償還のために本年度これを3億円ほど約3億円ほど繰上償還をしておりますので、この減債基金の方が減少しております。

ただ将来の負担は減ってきているということですが、やはりそれに相当するぐらいの基金は必要ではないのかなとは思っております。10億円程度を目標に積み立てていければと思っております。

○9番（久保田武治君） はい、終わります。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、多良木町公共施設整備基金条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第37号」 多良木町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めること について

○議長（村山 昇君） 次に、日程第4、議案第37号、多良木町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、多良木町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 38 号」 多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 5、議案第 38 号、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) 今回の変更はですね、条例の 7 条の 3 項にいわゆる時間外労働、超過勤務の内容が加えられるっていうものなんですけど、そして必要な事項は規則で定めるというふうになっております。問題はですね、その中身です。

実はこれ、人事委員から出ているということなんですけど、この超過勤務の上限を決める際には、国会でも相当な議論があり、まあいわば強行採決みたいにして決まってしまったという経緯がありました。日本の時間労働については世界一っていう批判があることはご承知のとおりで、まさに過労死という言葉が通用するという事態があります。

人事院勧告の時間外労働の上限を見ますと今回の場合は、原則として 1 か月について 45 時間かつ 1 年について 360 時間の範囲内、これはもう民間でもいわゆる三六協定の中で監督署も指導しているところでもあります。今回はですね、それに加えて、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員、でも他律的っていうのはどういうことかというふうに調べてみましたところ、ほかから束縛支配されることということで、納得いったのですが、要するに 1 か月について 100 時間未満、1 年について 720 時間、かつ 2 か月から 6 か月と月平均 80 時間の範囲内。必要最小限の超過勤務命ずるというふうになってます。この内容ではですね、民間では確かに時間を選択できるんです。

しかしこの内容はですね、いわばもう過労死を容認、促進する内容に、時間になっています。もちろん残業は必要がなければしないということで済むわけですが、しかしこの中には、あえて大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員または従事していた職員に対しては、先ほど述べた上限時間を超えて超過勤務を命ずることができるということになっています。

その際にですね、1 か月について 100 時間以上または 2 か月から 6 か月平均で 8 時間を超える超過勤務を命じた場合には、本人からの申し出がなくとも当該職員に対して、医師による面接指導、これを行うと。要するにドクター付でですね、この残業をやれっていうわけなんです。ですからまず一つはですね、規則は条例と違ってある意味ではさじ加減でですね、いろいろ配慮ができるということだと思うんですが、今回のこの人事院の規則の内容については、どのように受けとめられて検討がなされてきたのか、その点についてまず簡潔にお伺いしたいと思います。

○議長(村山 昇君) 松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) はい、今回のこれ、これはもう国の人事院規則は国家公務員に対してでございますけども、今回のこの超過勤務手当の上限を設けましたのは、もともとですね、その前に超過勤務の縮減に関する指針というものが出ておまして、その中でも 1 年間につき 360 時間を目安としてというのがございました。

また、他律的な業務の比重の高い部署ということにつきましては、1 年間に 720 時間以内と

いう指針は出ておりましたので、これを制度として、上限を設けるということでございますので、この指針からいたしますと、一歩進んだものと思います。それを地方公務員の方にも適用するということでの今回の国からの人事院規則の改正ということでありませども、を地方公務員にも適用するということでありませども、お気にされているのはこの 360 時間と倍の 720 時間こう二つが運用できるということのことかと思ひます。

この他律的業務というのをですね、町長がどのような業務というの、町長といひませるか、任命権者になりますけども、これを一応、別途指定するということになりますので、今、規則の方を作成しておひませども、その他率的業務がこの町村でどのような業務に当たるのかというのをもう少しですね、検討させていただいて、運用の方でしっかりしていききたいと思ひます。

なお、平成 29 年度におきまして、1 年間に 360 時間以上の超過勤務をした職員が 7 名でございましたので、その辺は調整可能なのではないかとひうには思ひておひます。

○議長（村山 昇君） 9 番。

○9 番（久保田武治君） 要するに人事院のですね、内容をそのまま受け入れるというふうなことで提案だということだと思ひんですが、二つ目にですね、民間の場合は、事業者と事業主とですね、それから労働者との間に協定を結ぶこの協定なしには、いわゆる休日労働、時間外ですね、勤務は命ずることができません。ところがですね、公務員の場合は、規則で決定して、職員に命令できるわけですから、これはもう否応無しに従わざるおえないということになります。

一方で、今、課長も言われましたように今回の人事院勧告ではしかしながら今後においても職員の健康保持や人材確保の観点から、長時間労働を是正すべき必要性は異なるものではなく、超過勤務の削減に取り組んでいく必要があるというふう指摘をして、1 か月 45 時間、かつ 1 年について 360 時間になるように規定をしたわけですね。

そこでですね、実際の運用で長時間労働を是正するためにはどのような対策をお考えになっているのか、その点についておひします。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） 実際、残業するその具体的な項目といひませるか、何で残業するのかわついうところをちょっと調べてみましたら、まず災害が起きた時ですね、これはもうあの短期間で国の方に上げていかなくてはいけませんので、これはもうしようがないと思ひます。しようがないといひか、これで随分、長時間労働をしている人はひます。

それから、税務の、今ちょうど確定申告の時期ですね。税務課が 3 月 15 日まで確定申告します。この間もやはり残務整理等々いろいろと残務整理といひか、後、申告を取った後の整理がありますし、直接の住民税の主査においては、確定申告が 3 月 15 日に終わりますけれども、これから約 2 か月、6 月まで課税の準備をしなくてはなりません。ここでまた、残業をだいぶんしなくてはならないといひかあると思ひます。

それから、去年、たらぎ大地といひ、農事法人が立ち上がりましたけれども、この準備の時にも職員がかなり残業しておひます。それは 1 年間の、はい、じゃあ運用で対応していききたいというふう思ひておひます。なるべくその個人に負担がかからないようにですね、担当課の方に、主査は 1 人、もう職員が減っていますので、主査は 1 人しかいないんですけど、両サイドで支えていっていただくように、その人だけに負担がかからないように運用面で対応していききたいというふう思ひておひます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） 私はですね、時間外労働がですね、必要性がね、あるとかないとかわついうことを問題にしてなくて、実際に、この間私も質問で答弁がありましたようにいわゆる過労死ラインを超えるそういう業務をですね、なさっている職員もひらっしゃる。だから

これを是正すべきではないかっていう、これは明日の一般質問にも譲りますが、そこです
ね、職員組合とのやっぱ十分な話し合いが必要だと思うんですが、そういう話し合いの場が
持たれたのか。

これは人事院のこの通知が 2 月ということになっているようですので、そういうゆとりは
ないのかもしれませんが、しかし、やはりそういうふうにして、職員全体の納得、理解そう
いったものをですね、きちっとやはり形成されるべきだというふうに思いますが、私はこの
具体的な上限についてはですね、規則ではなくて条例化をして、議会の議決を経る必要があ
るんではないかっていうふうに考えているので、今の質問をしているわけですが、そのこと
についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、まず、職員組合とこう協議をしたのかっていう点につきまし
ては、これは勤務条件といいますか、超過勤務手当の上限を設けるということでこう緩和の
方になると思いますので、特に、職員組合と協議はしておりません。

あと、条例での制定が必要なのではないかということなんですけども、例えば、組織にし
てもですね、組織規則という規則での運用ということになっております。それに対しまして、
業務内容も変わってまいりますので、条例でしたらなかなかこう議会の議決を受けて、また、
普通条例で大きなことを決めて、小さいことを規則で決めると、勤務条件等はですね、なっ
ておりますので、条例で定めるのはその運用するに当たって厳しいといいますか、規則の方
がこう随時、適応できますので、規則での運用ということできたいと思っております。

条例、あえて条例にする必要、必要といいますか、条例に上げて運用するよりも規則での
運用の方が適当だと考えます。

○9番（久保田武治君） はい、終わります。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

9 番久保田武治君。

○9番（久保田武治君） 私は今の総務課長の答弁に納得もできませんし、もともとこのように
ですね、言わば過労死を容認するそういった時間を決めるようなですね、こういう規則って
いうのはやはり問題外だというふうに思っていますので、反対の立場で討論いたします。

民間ではですね、100 時間を例えば、80 時間に月 60 時間を 4 か月などの労使の協定で時間
を選択できます。しかし、公務労働の場合は、これ規則で決めれば命令できる内容になって
います。

現在でも、全国で過重労働の中で、公務員の中に精神疾患、うつ病で自殺をしたりとか、
あるいは心臓疾患でそのまま業務ができなくなったりとか、健康を害する人が増えています。

職員組合と十分な話し合いの上、規則でなくて私は条例できちんと議会の議決を経るそう
いう条例変更が必要だというふうに判断をしておりますので、この条例には反対をいたしま
す。以上です。

○議長（村山 昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで討論を終わります。

これから採決をします。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山 昇君) 起立多数であります。

したがって、議案第 38 号、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 39 号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 6、議案第 39 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 40 号」 多良木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 7、議案第 40 号、多良木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、多良木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 41 号」 多良木町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 8、議案第 41 号、多良木町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、多良木町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 42 号」 多良木町診療所条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 9、議案第 42 号、多良木町診療所条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、多良木町診療所条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 10 「議案第 43 号」 多良木町しごと創生支援住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 10、議案第 43 号、多良木町しごと創生支援住宅条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、多良木町しごと創生支援住宅条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 44 号」 平成 30 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 11、議案第 44 号、平成 30 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) 19 ページの歳出の 19 ページの目の一般管理費にかかりますその中で節 13 の委託料、これに会計年度任用職員制度例規整備等支援業務委託料ということで、減額 50 万 4,000 円なんですけど、まずその会計年度任用職員制度、このことについてちょっと簡潔にお伺いをしたい、まずこれが第 1 点です。

○議長(村山 昇君) 松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) はい、今回、会計年度任用職員の業務の委託料につきまして 50 万 4,000 円減額しておりますけども、この会計年度任用職員につきましては、現在、臨時、非常勤制度がございます。これを非常勤職員も特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員とおりますけども、特別職の非常勤職員については、厳格に見直しをする。

また、臨時、一般の非常勤職員については、それにかわる新しい会計年度職員制度ということで、その年度年度についての任用ができる制度ということでございます。

これは全国的にですね、臨時、非常勤の問題はありますので、それについて見直しを図るという制度でございます。

○議長(村山 昇君) 9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) そこでこの 50 万 4,000 円の減額、この理由についてちょっとお願いします。

○議長(村山 昇君) 松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) はい、この減額につきましては、見積もり入札による残額を減額したものでございます。

○議長(村山 昇君) 9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) もう 1 点お伺いをいたします。

21 ページのですね、目の企画費で節 1 の報酬で地域おこし協力隊、減額の 289 万円。そして、それに関連する協力隊の旅費、それから活動交付金というのがそれぞれ減額されております。任期途中で何か、3 名の方がっていう話はちょっと伺っているんですが、プライベートなことはともかくとして、どのような理由による減額なのかということを含めて、ちょっとご説明いただきたい。

要するに、あの例えば、協力隊の任務がご本人の適合しなかったのか、あるいは任務が重すぎたのか、そういうこともあるのかなのかその点も含めて一応ご説明いただければと思います。

○議長(村山 昇君) 岡本企画観光課長。

○企画観光課長(岡本雅博君) はい、お答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の減額の補正ということで今回上げさせていただいておりますけども、

平成 30 年度の当初におきましては、5 名の隊員が着任をしていたところでございます。

先ほどご質問の中にありましたとおり、年度途中で 3 名の隊員が退任をすることになったというもので減額ということでございますが、その理由といたしまして、まず 1 人目ですけれども、平成 29 年の 11 月から生サラダドレッシング、これは地方創生に関するものでございますが、これの製造販売を主な業務として着任をしてきておりました。ご自身の製造技術に対する不安とそれから単身赴任ということもありまして、6 月末で退任をさせていただきたいという申し出があつて、承認をさせていただいたというものでございます。

2 人目でございますが、これ観光の振興ということ目的といたしまして、平成 30 年の 4 月から着任を、これ女性の隊員ですけれども着任をしておりました。本人といたしましては、関西の出身ということもあつて、田舎暮らしをしながらということ強い意志を持ってきてくれたわけですけれども、やはりどうしてもこの田舎の風土になじめなかったということから、10 月末で退任をされたところでございます。

あともう 1 人、3 人目でございますが、これは多良木町の地域おこし協力隊制度第 1 号の隊員でございますが、都市農村の交流いわゆるグリーンツーリズム、これの振興ということを目的に着任をしておつて、今年度で最終年度というところでございます。最終年度ということもあつて、今年の 4 月以降の働き口を自分でも模索をしていたということで、管内の就職活動をしていたところではありますけれども、もともとが鹿児島出身ということもあつて、鹿児島県内の大手の企業で中途採用の募集をされておりました。それを受験したところ運よくっていいですか、幸いにも合格に結びついたということで、その採用というのが今年の 1 月からということでございますので、12 月末でやむなく退任ということになったところでございます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） そこで年度の当初予算でも一定の額が協力隊のですね、計上をされているんですが、要するに、今後の協力隊の活動の方向性っていうのか、人員も含めてですね、その辺はいったいどんなふうになるのか、その点について一応簡潔で結構です。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、地域おこし協力隊の今後のということでございますけれども、今現在 2 名の隊員が残っておりまして、1 名は 3 月末で任期満了となります。1 名はあと 1 年任期がございますので、引き続き、協力隊として活動していただくということにしております。

今回、31 年度の当初予算になりますが、2 名というところで今回、予算は上げさせていただいております。これ残りの 1 名につきましては、先日の全員協議会でもご説明しましたとおり、国の制度を活用してのアドバイザーという形での地域おこし協力隊をその制度を使ってやっていくということで計画をしているところです。

今後の地域おこし協力隊につきましては、町が望む所に適合した人材をという要望があれば、また、上司それから議員の方々にもご相談させていただきながら、予算の計上にやっていくというふうに思っております。

○9 番（久保田武治君） 9 番終わります。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。7 番高橋裕子さん。

○7 番（高橋裕子さん） ページ 13 の款の 14、目の 2、民生費県補助金じゃなくて、1 の総務費県補助金なんですけれども、地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金が 164 万 1,000 円減額されておりますけれども、その理由をお願いします。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

ご質問の地域づくり夢チャレンジ事業でございますが、これは県道中河間多良木線この路

線を活用した新しい観光ルートの開発等を計画していたところでございます。

ただ、交付決定後プロポーザルによる入札ということで募集をしていましたところ、不運にも1件の応募もなかったというところで、もう1回、2回目のプロポーザルの応募をしたところ、やっぱり2回目もなかった。やはりその中には、交通量の調査等の計画も入っていましたが、期間が短かったということが一つの理由、それからもう1点が雨による災害というところもあって、一時期、通行ができなかったというところもその後出てまいりましたので、そういったことが理由の大きな理由ということになっております。

この補助金につきましては、新年度といえますか、平成31年度、4月の10日が申し込み期限でございますけれども、予算もあるということで、県の方と協議をさせていただいて、この事業期間を長めにとるということから、新年度に切りかえてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山 昇君） 7番高橋裕子さん。

○7番（高橋裕子さん） はい、今、答弁いただきましたけれど、新年度予算で地域づくりチャレンジ事業72万上がっておりますけれども、この事業はその予算で、その予算で足りるように継続されるんでしょうか。30年度予算よりも減額されておりますけれども。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、一部金額が減額となっておりますけれども、30年度で計画しておりました事業の中で、先ほど申しました交通量の調査を入れておりますが、県の球磨地域振興局との協議の結果、その分については、一般財源でやってほしいということもありまして、その分の減額ということになっております。

○議長（村山 昇君） 7番高橋裕子さん。

○7番（高橋裕子さん） 次に、ページ33ページ、目の13と目の14もかかるんですけども、節の19、多面的機能交付金、それからその下のやはり農地集積協力金、それからその下の農地利用最適化活動費、これ全部全額減額されておりますけれども、特に、中間管理事業費の農地集積協力金というのが半額以上の減額になっておりますけれども、理由をお願いします。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

交付金の多面的機能支払交付金でございますけれども、まずこちらが面積の確定によりまして減額をさせてもらっております。

共同活動事業とそれから長寿命化対策事業の二つの大きな事業があるわけですが、こちらの長寿命化対策事業の関係につきましては当初計画の85パーセント分の交付しかなかったということで減額をしております。

次に、農地中間管理事業費の農地集積協力金でございますけれども、こちら当初、営農関係の経営転換協力金等を組み合わせてもらっておりましたけれども、これも実績によりまして、実際、127アールの分の協力、転換が、しかなかったということで今回減額をしたものでございます。

以上です。

○議長（村山 昇君） 7番高橋裕子さん。

○7番（高橋裕子さん） その農地集積協力金ですけども、これとても町のこの一次産業としてはとても大事なところの交付金だと思うんですね、このところの農地集積というのが、これからのやはり多良木町の農業のあり方というところですのでごく大きくかかわってくると思うんですけども、これからこの集積の率を上げる計画というのはどういうふうに考えて進めておられるのか町としてですね。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

こちらの集積関係につきましては、農地中間管理機構を通じた集積ということが大きな事業の流れとなってきましたけども、今現在、たらぎ大地等が今実際動いております。また、法人関係も今活発に動いております。そちらの方にですね、利用権設定等が進みますとですね、農地の利用集積という形になってくるかと思えます。

また、担い手農家の方へですね、農地を集積して、こちらの農地集積の方を図っていただくと考えております。

以上です。

○7番（高橋裕子さん） 終わります。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

12番坂口幸法君。

○12番（坂口幸法君） 34ページですね、商工費の商工業振興費の中の節の11の需用費の中で修繕料の85万4,000円の内訳をお聞かせください。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

国道219沿いそれから久米地区、黒肥地地区に街路灯を設置しております、その球が切れているところがかかなり多いということでございますので、合わせて84箇所分を球替え等をさせていただきますと思っております。

○議長（村山 昇君） 12番坂口幸法君。

○12番（坂口幸法君） それとですね、36ページの消防費の中で消防施設費の工事請負費の3,000万の消防団拠点施設整備工事で説明の時には2分団1部と9分団1部の拠点施設の減額というところで、消防に関してのやっぱりそういう防災・減災の拠点、消防の拠点施設は、住民のそういう立場からすると大事な、消防団にとっても大事な整備かなと思っておりますが、この中で3,000万円の次年度に繰越してはなると思っておりますが、そういうところでどういうふうな理由で今回この3,000万を減額されたのかお聞かせください。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、予算の説明の時にもこう一応申し上げたところでございますけども、消防団の拠点施設整備工事につきましてはですね、議員申されましたとおり2分団1部の消防詰所と9分団1部の消防詰所の改築整備を予定しておりました。

2分団1部につきましては、用地の確保ができなかったということですが、消防団はですね、現在地での建てかえということで了解を得ていたんですけど、なかなかそこにこう支障する面が出てまいりまして、用地の確保がもう今年度においてはもう解決できなかったということが一つでございます。

9分団1部の詰所につきましては、当初、2階建てでの詰所というふうにこちらでは計画しておりましたけども、平屋という話もですね、途中出てまいりまして、そういった設計がずれ込んでしまったということもあります。

本年度に設計業務、31年度に新たに工事の方を計上させていただきたいと思っております。

○議長（村山 昇君） 12番坂口幸法君。

○12番（坂口幸法君） 2分団1部は用地の確保がなかなか難しかったというところと9分団1部は、2階のあれ設計業務、設計のあれが平屋も含めてというそういうなかなかそれがちょっと業務がちょっと行き届かなかったちゅうところで今説明聞きましたが、職員のそういう対するいろんな多忙感も含めてですね、なかなかやっぱりそういういろいろな仕事があり過ぎてなかなかそういうところまで手が回らなかったというところも私は危惧しているんですが、そういうところも含めてですね、そういうことは実際なかったのか、そういうところも、ただ用地の確保も含めてですね、それはいろんな意味で、行政としてもその、この整備をするためにはそのことも含めてですね、業務としてやっぱこれは年次計画にも入っていますんで、

そういうところを集中的にやっばやるというところも含めてですね、なかなかやっばりそういうところで職員のそういういろんな仕事があり過ぎて、なかなかそこまで手が行かなかったというところも含めてなのか、それはどういうふうな考えでいらっしゃるでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、この遅れた分につきましてははですね、これ当初予算ですので、早めにこう取りかかればよかったというのも一つあるかと思えますけども、なかなか設計、建築業務にこう精通している職員がこう少ないという面は確かにございまして、そういったところでの遅れに結びついたというふうに理解しております。

○議長（村山 昇君） 12番。

○12番（坂口幸法君） ぜひそういう面も含めてですね、また当初予算にもまたこの繰越も含めて入っておりますんで、是非そういうところも年度当初からそういう皆さん建設係も含めて、皆さんバックアップ体制をしながらですね、ぜひ進めてほしいと思います。

以上です。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

3番中村正徳君。

○3番（中村正徳君） ページ 33 ページでございまして、款、農林水産費、水産業費、項、林業費、目が造林費でございまして、節の 13、委託料、町有林管理委託料というのが 1,402 万 8,000 円の減額となっております。

これは実績に伴うものだろうと思っておりますけども、主な、原因といいますか、要因はなんでしょか。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） はい、お答え申し上げます。

こちらの減額につきましては、議員申されますように、実績により減額をさせていただいておりますけども、主なところにつきましては、保育間伐関係それから除伐と枝打ち関係につきまして、面積の計画より少し少なかったということと、それから、再造林関係につきましても、2 団地を計画しておりましたけども、そちらの中で造林に適さない林地もありましたので、そちらの分で減額というふうになっております。

○議長（村山 昇君） 3 番中村正徳君。

○3 番（中村正徳君） 保育であったり、枝打ち、再造林ですね、再造林ができなかったということで、これは 31 年度でやっていかないと、枝打ちとかですね、保育事業というのは、木は成長しますからですね、計画は 31 年度でまたこの事業の引き続きっていうのはやっていけるんですか。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） はい、お答え申し上げます。

31 年度におきましてもこの予算を計上させていただいておりますけども、森林経営計画等に基づきまして、現地調査を行いながらまた実施を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（村山 昇君） 3 番中村正徳君。

○3 番（中村正徳君） 次、3 番、4 番ですね、これ委託料ですけども、13 番、4 番の森林研究・整備機構分収造林受託事業費の中の節の 13、委託料ですけどもこれは 409 万 6,000 円の減額となっておりますけども、複層林誘導伐事業委託料、この複層林誘導伐事業委託料というのは、多良木町にはどのくらいの面積を持っておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

複層林誘導伐事業におきましては、槻木の萩の尾団地というところで今、施工を機構と契

約のもとにやっております、すいません、今、面積につきましては正確なところはちょっとわかりませんが、ちょっと今手持ち資料ございませんけども、約 100 ヘクタールほどの施業をやっているところでございます。

以上です。

○議長（村山 昇君） 3 番。

○3 番（中村正徳君） こちらのほうはですね、分収林の受託事業の方でやっておられる事業でしょうけども、今後におきましてはですね、この複層林というのが重要な林業の整備にはなってくるのかなと思ってお聞きしましたけども、今後やっぱりこちらのほうの複層林の誘導伐事業というのにも力を入れていただいでですね、これは国県じゃなくて、その他の財源ということでマイナスが出てくるっていうのは受益者負担になってくるのかなというふうに思いますけども、そちらの方でも是非、積極的に進めてもらいたいと思って質疑をいたしました。

以上で終わります。

○議長（村山 昇君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 58 分休憩）

（午前 11 時 06 分開議）

○議長（村山 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12 「議案第 45 号」 平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 12、議案第 45 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予

算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 「議案第46号」 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）
補正予算（第2号）

○議長（村山 昇君） 次に、日程第13、議案第46号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 「議案第47号」 平成30年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（村山 昇君） 次に、日程第14、議案第47号、平成30年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。
本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成30年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 「議案第48号」 平成30年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（村山 昇君） 次に、日程第15、議案第48号、平成30年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 49 号」 平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 16、議案第 49 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 50 号」 平成 31 年度多良木町一般会計予算

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 17、議案第 50 号、平成 31 年度多良木町一般会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番瀬崎哲弘君。

○4 番（瀬崎哲弘君） ページで言えばですね、支出の方ですね、43 ページから 44 ページあたりまでにですね、書いてあります地域おこし協力隊ということでこの予算でお尋ねいたします。

補正の時に同僚議員が聞かれましたけどもう少し突っ込んだことでお尋ねしたいんですが、もともと地域おこし協力隊というものの、非常にこうやめていかれるということが非常に寂しいわけなんです。これは当初から 5 割も男の人たちは男性は残らないだろうという女性は意外と残るということで聞いていましたので、ことわざでいうと玉石混交で宝物、同じ石の中から宝石も探せるという感じでたまたまいい人いろいろな事情があつていい人と悪い、悪いちゅうかこの町に向いている人、向いていない人ちゅうのは想定されることでございますが、たまたまこの何人もやめていかれることに非常にこう寂しさを感じます。

ということは、この町に魅力のないそういう仕事を与えていなかったのかという反省もあるような気がしますし、今回の予算の中には、大学の教授みたいな方を入れられて、いろんな町づくりのプランということをされています。その予算だと思うんですよ。そういう予算が大きいような気がします。

それで、結局、町づくりをしてもだれが実際動くのか。協力隊と言ったら、実際、民間の方と非常にこうひざを突き合わせて動くというように期待しておりました。言葉が非常に長くなりましたが、もともと協力隊の意義というか、目的ちゅうのを簡単に教えてください。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

地域おこし協力隊の制度の概要ということで簡単にご説明申し上げますが、都市の地域から過疎地域等への条件不利地域に住民票を移動して、生活の拠点を移したものを地方公共団体が委嘱をする制度でございます。隊員につきましては、一定期間、地域に居住をして、地域ブランドや地域産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、それから、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への永住、定着を目指すというような取組みでございます。

○議長（村山 昇君） 4番瀬崎哲弘君。

○4番（瀬崎哲弘君） はい。ただいま課長のから説明がありまして、この予算から見ると、例えば、これ2ページに渡っているんですが、地域おこし隊の解釈の仕方の中で、大学の教授とかそういう方が今度は算入されるわけなんですが、こういう方たちちゅうのは非常にこう便利な、便利というか非常にこう知恵があつていいんですけど、一般的な方でいらっしゃいますし、創生機構で非常にこうコンサルを連れて来たら、なんか大成功したような感じにどうしてもどこの町村も陥ってしまうような気がします。もっとこの身近な協力隊というのはそこにビジネスチャンスも選んで根づくということを期待してあつたわけなんですね。

だからやっぱそこら辺をもう1回よく考えておかないと、何回来てもやめられる、動く人がいない。やっぱり笛吹く人と踊る人ちゅうのは大事なわけなんです。そこら辺をやっぱりもう1回この予算の中から大学の教授っていうかそういう地域に詳しい方というものでなくて、やっぱりこの町に根づいてきて、将来根づくような人をもう1回さっき言うた玉石混交じゃございませんけど、いいチャンスを与えてそのかわりこの町もそういう人たちに魅力あるまちづくりをするということが必要だと思うんですが、町長いかがお考えでしょうか。この予算を通じて、ちょっとお尋ねしただけです。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） 予算これだけあげておりますが、できればそのマッチングする方に来ていただきたいと思うんですが、1人だけですね、多良木町の公務員試験を受けてくれた人がいます。その人は公務員試験に通ったら多分多良木町に残ってくれたと思うんですが、その人はすごくいい仕事をしてくれていて、民泊関係ですね、冊子も自分で民泊始めるにはどうしたらいいのかっていうことをいろいろ勉強してくれて、国立国会図書館にもそれが収蔵されているということです。すごくいい仕事をしてくれたんですが、残念ながら彼が考えていたとおりにはならなくてですね、それは非常に残念だったんですけど、そこで、例えば、多良木町の試験に受かっていたらですね、そのまま多良木町に残ってくれたんじゃないかなというふうに思っています。

そういう方が全員が全員マッチングするというのは、なかなか難しいと思いますし、先ほど企画課長も申し上げましたように、ドレッシングの方とかいろんなことにかかわってくれて、それが自分に合えばですね、そのまま残ってくれたのではないかなと思うんですが、そこはなかなか難しいところだと思いますし、今回、地域おこし協力隊として来ていただく方々には、これからの地域間競争の中でどうやって多良木町が生き残っていくのかというこ

とあたりをですね、しっかり皆さんとディスカッションしていただいて、多良木町の方向を見つけていきたいと思いましたので、今回、そういう方を2人来ていただくということになりましたので、そのあたり議員におかれましてはですね、見ていただければなというふうに思っています。

○議長（村山 昇君） 4番瀬崎哲弘君。

○4番（瀬崎哲弘君） ぜひ協力隊にですね、こぞって人が来るようなまちづくりをしていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

8番源嶋たまみさん。

○8番（源嶋たまみさん） 108ページ、目の歴史回廊たらぎ交流促進事業費なんですけども、昨年は265万3,000円予算組まれていましたけども、今回廃目となっています。

この中には去年のを見ると、球磨拳世界大会の賞品代とか絵画コンクールの賞品代とか含まれていたんですけども、この球磨拳世界大会も中止になったのかどうかお尋ねします。

○議長（村山 昇君） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） すいません。答弁をさせていただきます。

まずこの廃目になった分についてはですね、昨年補正におきまして、教育費の方に組替えをしております、途中で補正をさせていただきました。

球磨拳世界大会につきましてはですね、教育費、社会教育費の交流促進事業の中の委託料の方で組んでいたんですが、こちらにつきましてはですね、団体への移管ということを考えておまして、当初ではこちらで要求していたんですけど、査定の中で団体の方の移管というところでこちらの方に、その部分についてはございません。

よろしく申し上げます。事業は行います。

○議長（村山 昇君） 8番源嶋たまみさん。

○8番（源嶋たまみさん） それはどのページに書いてあるかお願いします。

○議長（村山 昇君） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） はい、すいません答弁させていただきます。

ページの方はですね、134ページの上の方でございます。6の交流促進事業というところで、すいません。

こちらの方にですね、13番の委託料の歴史遺産交流事業委託料というところで、こちらの中にええっとですね、球磨拳世界大会を含んだところで70万円予算措置をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君） 8番源嶋たまみさん。

○8番（源嶋たまみさん） ページ数が111ページ、目の道路維持費の13の委託料なんですけども、どこに委託されるか委託先をお願いします。

○議長（村山 昇君） 道路維持費の委託料でよかですか。

○8番（源嶋たまみさん） はい。

○議長（村山 昇君） 小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君） 大変失礼いたしました。ご質問の委託先でございますが、まず町道維持補修作業委託料といいますのが、除草作業の業務委託でございます、こちらにつきましては、シルバー人材派遣センターとか、そういったものを予定しております。

それから測量設計委託料でございますが、こちらは小規模改修工事に係る測量調査業務委託でございます、もちろん設計関係の業者でございます。

それから町道点検補修業務委託料ということですが、こちらは町道の全327路線、254キロ

メートルのパトロール、それから清掃等業務ということで町内業者に南北分けまして、毎年入札によって委託を行っております。

最後に道路防災点検委託料ですが、こちら町道の法面点検でございまして、こちらの方も新年度の方はですね、町道荒水谷、それから荒水谷皆越線の法面の点検を一応予定しております。こちらも入札等によって、委託先が町内業者ということでございます。

終わります。

○議長（村山 昇君） 8番源嶋たまみさん。

○8番（源嶋たまみさん） ページ112 ページの目、社会資本整備総合交付金道路事業費なんですけども、節で15番の工事請負費の中の町道舗装工事ってあるんですけども、主な舗装工事の場所をお願いします。

○議長（村山 昇君） 小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君） お答えいたします。

町道舗装工事につきまして、新年度は、町道北部横断線、それから松尾線を予定しております。

終わります。

○8番（源嶋たまみさん） 8番終わります。

○議長（村山 昇君） 他に質疑ありませんか。

10番宇佐信行君。

○10番（宇佐信行君） 今のに絡みましてですね、ページが111ページですね、111ページの3の道路新設改良費ということで委託料が2,047万5,000円と工事請負費700万の予算が上がっているわけですが、これは新設ということでございますが、どの路線の部分なのか。

それと延長ですね、延長はどのくらいの延長を見込んでおられるのかお伺いいたします。

○議長（村山 昇君） 小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君） お答えいたします。

まずこの目でございますが、道路新設及び改良というご認識のもとにお願いいたします。

委託料につきましては、小規模道路測量設計業務委託ということで、新年度、町道小田線それから町道蓑田小林線の箇所を予定しております。延長につきましては、町道小田線につきましては230メートル、町道蓑田小林線につきましては75メートルを予定しております。

それから工事請負費につきましては、集落道路整備工事ということで、大園下地区のですね、集落道路の局部改良工事80メートルを予定しております。

終わります。

○議長（村山 昇君） 10番。

○10番（宇佐信行君） はい、大体わかりました。

その中でですね、今度は次のページ、112ページなんですけど、町道口の坪覚井線の整備事業ということで、いよいよこの路線も実現に向かってスタートするというようなことですが、この委託料から工事請負費、公有財産の購入費ということでいろんな予算が計上されておりますが、この延長ですね、延長はどのくらいの31年度は計画されているのかお伺いいたします。

○議長（村山 昇君） 小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君） お答えいたします。

町道口の坪覚井線整備事業の委託料でございますが、道路改良にかかります用地測量業務委託ということで1,200メートルを予定しております。

工事請負につきましては、進捗状況にもよりますが、道路改良舗装工事250メートルを予定しております。

また、公有財産購入ということで、用地買収費でございますが、こちらにつきましては用

地取得、宅地、それから田ですね、そちらの方を予定しております。

終わります。

○10 番（宇佐信行君） はい、わかりました。

○議長（村山 昇君） 10 番宇佐信行君。

○10 番（宇佐信行君） もう 1 件お尋ねしたいと思いますが、ページ数がですね、136 ページですね。

その中でいわゆる体育施設費の中でございますが、15 番の工事請負費、弓道場改修工事ということで 900 万予算が計上されておりますが、これは弓道場ですね、どういうふうないわゆる改修をされるのかですね、そういうことをちょっと伺いたします。

○議長（村山 昇君） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

これにつきましてはですね、弓道場のトイレ等の改修ということで、設計につきましては、30 年度の補正で対応させていただいた分でございます。

ちょっと関係者と意見調整しながら施工していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○10 番（宇佐信行君） 10 番終わります。

○議長（村山 昇君） 他に質疑ありませんか。

7 番高橋裕子さん。

○7 番（高橋裕子さん） 2 点お尋ねいたします。

ページ 37 ページ、目の 5、節の 13、委託料の一番下ですけれども、公共施設個別計画作成支援業務委託料と公共施設調査等委託料というのが上がっておりますけれども、聞こえていましたかね、委託料の 13 番のところですか。

一番下の二つなんですけれども、この目的とどういう内容の事業かっていうことをご説明願います。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、公共施設個別計画作成支援業務委託料でございますけども、現在、公共施設総合管理計画を策定しております。

それはもう総合的な部分でございまして、平成 31 年度におきましては、それを個別の施設につきまして、老朽化対策でありますとか、また廃止も含めたところですね、そういった個別計画を作成する予定でございます。それを業務委託として出す予定でございます。

その下の公共施設調査等委託料でございますけども、現在、デイサービスセンター、これ社会福祉協議会の方が運営はしているところでございますけども、多良木町の施設でございます。これが結構老朽化しております、その当時はですね、浄化槽が単独槽の浄化槽のようでございます。それがそういったところをすいません、合併浄化槽をそのままその施設にですね、可能なのか、また、その施設の老朽化自体もですね、どの程度進んでいるのかといったところを調査をしまして、もし設計等の必要があれば設計をして、また見直すというようなことでとりあえず調査をさせていただく経費ということでございます。

300 万までは調査だけにはかからないのかもしれないかもしれませんが、その後、こういった対応が必要かというのも含めましてですね、今回予算の計上をさせていただいております。

○7 番（高橋裕子さん） わかりました。

○議長（村山 昇君） 7 番高橋裕子さん。

○7 番（高橋裕子さん） はい、わかりました。

もう 1 件は、次のページ 38 ページの節の 15、工事請負費の中の家屋解体工事 334 万 8,000 円が上がっておりますけれども、これはどの物件なんでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） この家屋解体工事につきましては、旧高校の多良木高校の職員住宅、今のたらぎ保育園の側ですけれども、そこを駐車場等用地として、払い下げを受けたところでございます。

あそこには3棟まだ家屋が建っておりまして、それがですね、あの1棟は活用も含めたところで今検討しているんですけれども、それにかかる解体の建物の解体費用でございます。

もう一つ、駐車場の方もですかね。

○7番（高橋裕子さん） 家屋だけで。

○議長（村山 昇君） 7番高橋裕子さん。

○7番（高橋裕子さん） わかりました。

総務費の中で家屋解体工事費っていうのが上がっているっていうのが、今空き家物件とかのその処置のための解体工事費なのかなとちょっと懸念いたしましたので質問させていただきました。

質問終わります。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） 116ページ、目の消防施設費、それから15の工事請負費でございます。

今回、30年度に補正予算で減額された拠点施設整備工事は当初3,000万円が上がっていましたが、今回、31年度には2,000万円になっております。1,000万円の減額であります。これが繰越されるんだろうなと思っておりましたら減額になり、当初予算では1,000万円減額されて2,000万円なっているということで、ちょっとその理由をお聞かせください。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、平成30年度におきまして減額をいたしましたのは2箇所分の詰所の工事請負費でございました。それを30年度から一たん、減額させていただいて、1箇所分を31年度で計上させていただいております。9分団1部の詰所でございます。

先ほど申しましたとおり、これが2階建てから今、平屋建てということで設計を進めておりますので、そういった関係で、2棟、すいません。2箇所3,000万円が31年度は1箇所2,000万円の計上ということでございます。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） じゃあ2箇所を1箇所にしたということで理解したいと思いますが、じゃあ補正予算の方でもう1箇所の中原地区の部分は上がってくる可能性があるということでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、中原地区につきましては、用地の確保の問題が解決したら上がってくる可能性があるございます。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） 了解いたしました。

じゃあ45ページ、目、まちづくり推進事業費、その中で節の8の農林商工イベント出演謝礼等及び13の委託料、特設ステージ設置委託料、これは農林商工祭における予算かと思いますが、この農林商工祭はそもそも実行委員会形式を作って、森林組合、商工会そしてJA、そして町と4者が実行委員会を作られて、それでその予算の中でイベントをやられていると思いますが、このような親方日の丸的な金が足らなかったら町の方でっていうようなやり方はですね、どうもなじまないような気がします。

私は、その4団体の実行委員会にやはり補助金なり交付金として出して、その中の予算の中でやらなければ今後、厳しい財政状況の中で、やっぱりずるずる親方日の丸的にまあ足らん部分は町に出してもらえばいいというふうな考え方では、今後やっていけないだろう

と思います。

このような組み方を今回されたことに対してですね、どういう考えの中からやられたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

農林商工祭につきましては、総額で1,280万円程度の予算を今回また上げさしていただいております。この予算計上に関しましては、以前行っておりましたふるさとふれあい、えびす祭りににつきましては、実行委員会を作りまして、そこにすべての団体から拠出をいただいております。その実行委員会で支出をしていたという経緯がありますが、この農林商工祭につきましては、多良木町のこのまちづくり推進事業費の中に予算計上をさしていただいております。各種団体からはそれぞれ100万円ずつ負担金という形で入金をしていただいております。

これにつきましては、第1回目からこのような形をとっているところでございまして、確かに、議員申されますとおりに実行委員会に出して、その範囲内で事業を行うべきだろうというふうに思っております。

これまでの事業につきましても、補正で増額ということをしておりませんで、その範囲内ですべて終結するように予算執行に努めているところでございますので、今後につきましては、上層部の農林商工連絡協議会で協議をさせていただきながら、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） この農林商工祭は、非常に目的っていうのをですね、は評価されるんですけども、やっぱり役場職員のその事業に対する負担感っていうのを我々議員は目にしておりますので、是非、今後、そのあるべき姿っていうのを論議していただければと思っております。

次に、ページ36ページ、節の19の負担金補助及び交付金の中で下から2番目の自治大学入校費でございます。

これは毎年、恒例のように組まれておりますが、ここ数年来、この自治大学に入校された方がないようでございます。私はこれ何回となく協議を、論議をしてきたわけですけども、この自治大学に行くですね、環境、職員が出ていくような環境が果たして整っているのかっていうことを言ってきております。だから議員がやかましく言うから一応ここに上げといて、だれも使わなかったら減額すればいいなというんですね、安易なやっぱり組み方ではいけないと思っておりますけども、この自治大学の入校費に対する今後の執行部のですね、取り方を町長の方からですね、やはりご答弁いただきたいと思っております。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、29年度が1名、30年度が1名ということで行っておりますので、予算は消化されているんですが、あとの報告等見ますとですね、非常に役場内で通常やっている業務とは違う、何ていうんですかね、お互いにディスカッションをしようという中で、スキルアップをしていくというそういうやり方、カリキュラムの組み方等々いろいろなおもしろいところがあるということを知って、やはりこの自治大に行くということで、自身の自分自身の方からですね、モチベーションも上がってくるでしょうし、多良木町でそのことを実践するということに意味があると思っておりますので、これからも予算を組むということだけではなくてですね、実際になかなか今職員も少なくなっていて忙しいということはあるんですが、課長の理解を得て、そこを他の職員の方にカバーしてもらってですね、できるだけ自治大には行っていただくようなそういう努力をしたいと思っております。

○議長（村山 昇君） 2番林田俊策君。

○2番（林田俊策君） 今回、議案の第40号で出ましたようにですね、一般職員の旅費に関する

条例等はですね、やはり職員のそういった環境に配備するようなやっぱり町の取り組み方があったからこそこういう条例ができたかと思えます。

今後ともですね、やっぱり職員のスキルアップのためには、そういった自治大学等に研修に行かせるべきだと思っておりますので、そこの辺を申し添えまして、私の質問は終わります。

○議長（村山 昇君） 他に質疑ありませんか。3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) 115 ページ消防費について 1 点だけお伺いをします。

15 番の工事請負費でございますけども、今回 3 億 9,500 万防災行政無線デジタル化整備工事費が上がっておりますけども、これの最終年度は、完了年度はいつになるのでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、予算書の 6 ページの方に継続費といたしまして、この防災行政無線のデジタル化整備を掲載しております。31 年度と平成ですね、今、平成で申しますけども、平成 31 年度と平成 32 年度、2 か年の事業でございます。

○3 番(中村正徳君) 詳細、いつごろ、32 年度何月ごろにわからないですか、どうですか。

○総務課長（松本和則君） はい、今のところは年度ということでの答えにさせていただきたいと思えます。

○議長（村山 昇君） 3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) 次年度、平成というかわかりませんが、32 年度で、中には完了するという事という答弁でございますけども、それをやったときに、これは現在、アナログ無線でやっておるやつを今度、今回、デジタル化に整備を行うものでございますけども、これの基地局はどこにおかれますか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） 基地局といたしましては、役場の庁舎内に予定をしております。現在、屋外放送施設が 17 箇所ありますけども、今回のデジタル化につきましては、それを 43 箇所ほど屋外放送施設を増やすような方向での計画をしております。

○議長（村山 昇君） 3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) 現在の屋外放送施設が 17 箇所が 47 箇所になるっていう 47 箇所、43 箇所になるという説明でございますけども、現在使っている 17 箇所分の屋外放送施設は併用して使われるわけですかね。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） お答えいたします。

既設の施設につきましては、それを有効活用ということで使いながら合計の 43 箇所ということで予定をしております。

○議長（村山 昇君） 3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) 今後屋外放送施設の方は、設備の方は 43 箇所に増えていくわけですが、併用されるっていうことでございますけども、このアナログからデジタルに切りかえた場合の準備期間があるのか、それともすぐ切りかえができてですね、支障のないように防災無線機能が発揮できるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） 現在のアナログ式の防災行政無線につきましては、そのまま活用しながらデジタル化した時に切りかえということを用意をしております。

合わせまして、備品関係もですね、もう防災ラジオを活用しての戸別受信機ということになるんですけども、それも合わせまして整備いたしますので切りかえ時は当然出てくるものでございます。

○議長（村山 昇君） 3 番。

- 3番(中村正徳君) 個別受信機の方も取りかえていかなきゃいけないということですね、また予算の方別で上がってくるのではないかなと思いますけども、組まれているかもしれませんが、戸別受信機の方も変えていかれる、基地局は庁舎内に置かれるということですけども、これが町長の考えておられる防災の拠点施設という考えがあられた場合にですね、この基地局はすぐ移動できるような基地局となるんでしょうか。
- 議長(村山 昇君) 中村議員もう5回。
- 3番(中村正徳君) はい、ちょっと、ちょっとわからないところがあったもんですから、5回聞いて。
- 議長(村山 昇君) できれば3回で、3回でまとめてください。
- 3番(中村正徳君) これが最後です。
- 議長(村山 昇君) 松本総務課長。
- 3番(中村正徳君) 小出しに聞きましたんで。
- 総務課長(松本和則君) はい、今回のデジタル化につきましては、既設のアナログ式の無線局が平成34年11月30日までがもう使用期限となっております。
- また、防災・減災等事業債の起債の方が平成32年度までの起債でございますので、これを活用して整備を行うということにしております。
- もし、こう移設が出てきた場合には、もちろん移設の必要があるかと思っておりますけども、移設は可能ということで理解をしております。
- 3番(中村正徳君) 終わります。
- 議長(村山 昇君) 他に質疑ありませんか。
- 12番坂口幸法君。
- 12番(坂口幸法君) まずはじめ37ページの財産管理費の中で、節の需用費の修繕料で452万6,000円、前年度は250万ぐらいだったと思うんですけど、200万ぐらいのアップがなっておりますが、その内訳を修繕の内訳をお願いします。
- 議長(村山 昇君) 松本総務課長。
- 総務課長(松本和則君) はい、この450万の内訳でございますけども、公用車の車検等に伴います修繕整備で110万円です。
- あと里道水路の修理関係で190万5,000円です。
- もう一つですけども、すいません、合いますかね。
- とあとですね、分煙室をですね、分煙コーナーといいますか、分煙、分煙所を今の公用車の駐車場あるいは自転車置き場を活用して、修繕料といたしまして、修繕の方で対応したいと思っておりますけども、分煙所を1箇所設けたいと思います。
- 今の分煙所を研修センターの横にあるんですけども、あそこも通路の横にあるということで、あれを移さなければならぬかもしれないということもありまして、とりあえずそこに100万円を計上しております。50万円は日本たばこから助成がくるということでございますので、それを活用しながらやりたいと思います。
- どうしてもですね、これ経費の関係で修繕で今ある施設を改修して、分煙所にするということで、修繕料での対応をお願いするものでございます。
- 以上です。
- 議長(村山 昇君) 12番坂口幸法君。
- 12番(坂口幸法君) 私も喫煙するので大変ありがたいことではあると思いますが。
- 議長(村山 昇君) 坂口議員、マイクを。
- 12番(坂口幸法君) はい、すいません。
- それと同じですね、その財産管理費の委託料の中で公共施設アスベスト含有調査業務委託料625万で上がっておりますが、これは国の交付金事業を使って多分されると思うんですが、

このアスベスト含有委託という書いてあるとやっぱアスベストっちゅうのは、もう何十年か前にそういう肺がんの危険性があるというところでいろいろ調査されたと思うんですが、また、新たにこの委託含有調査委託ちゅうのは、公共施設にまたそのアスベストがあるっていう認識のもとに多良木町のそういう公共施設もそういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、このアスベストの含有調査でございますけども前回、一応してはあろうんですが、簡易的な検査であったということで、アスベストがあるという前提ではなくて、あるかもしれないのでそれを調査しますということでございます。

これは全額、国からの助成があるということでございますので、25万円が上限となっているようです。25万円の25箇所、25施設ですね、分を今回予算計上をして調査を行うものでございます。

○議長（村山 昇君） 12番坂口幸法君。

○12番（坂口幸法君） はい、わかりました。

それとですね、47ページ、46ページにかけて、交通安全対策費と防犯対策費の中で、修繕料が交通安全対策費は215万、防犯対策費の修繕料は221万6,000円というところで、30年度のこの上げ方としては、工事請負費で書いてあったんですが、今回修繕料の中に多分これにも入っているのかなと思いつつながら、その工事請負費がこの項目に上がってない理由はなんでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、交通安全対策費の修繕料につきましては、カーブミラーとガードレールの修繕ということでみております。

また、防犯対策の方につきましては、防犯灯の修理ということで221万6,000円掲載しておりますけども、工事請負費が30年度までは計上されていたということですね。

これもですね、全体的には修理の方が多いいんですけど、新設があった時にはどうするのかというお話かと思つきます。

これ一基一基につきましては、非常に単価ついでいいですか、単価的にですね、工事請負と比較しまして、とても安価にできるものでもございますし、工事請負にした場合には、設計書でありますとか、経費でありますとか、の面でこれは行政側の都合ではなくてですね、経費節減のための苦肉の策でございます。

○議長（村山 昇君） 12番坂口幸法君。

○12番（坂口幸法君） はい、わかりました。

その中で、防犯対策費の中で、防犯カメラリース料の246万6,000円でこれは多分、何箇所か増えたと思うんですが、その増えた箇所をですね、お示しいただければと思つきます。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、防犯カメラにつきましては現在33基でございます。

31年度におきまして増えたのがですね、6箇所、7基分でございます。各学校と太田家住宅で7基分のリース料が増えております。

○12番（坂口幸法君） はい、増える分にはですね、いろんな意味で、今後の防犯に繋がると思うんでよろしいかと思つきます。

○議長（村山 昇君） 12番坂口幸法君。

○12番（坂口幸法君） 最後になりますが、114ページの消防費の中で、消防総務費の負担金補助及び交付金の中で、上球磨消防組合特別負担金1,455万5,000円の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） はい、この上球磨消防組合特別負担金につきましては、整備に要す

る負担金が 94 万 1,000 円、公債費の負担金が 1,277 万 1,000 円、職員の退職手当特別負担金が 84 万 3,000 円でございます。

○議長（村山 昇君） 12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君） 上球磨消防組合の上の 1 億 4,500、その中とは別に、また別に、今まではその、前年度まではその中に入っていたちゅうことですか。

また、新たに、この特別負担金として負担しなくちゃいけないという意味なんでしょうか。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） お答えいたします。

これも今までの負担金の中に含まれていたんですけども、経費を分ける上です、明確にするということで 31 年度はこういう項目を上げたところでございます。

○12 番（坂口幸法君） 12 番、終わります。

○議長（村山 昇君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は 1 時 5 分から開会いたします。

(午後 0 時 01 分休憩)

(午後 1 時 01 分開議)

○議長（村山 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

11 番豊永好人君。

○11 番（豊永好人君） 2 点ほどお伺いします。

ページがですね、136 ページの中にですね、教育費、保健体育費の中にですね、節、委託料、その中にですね、町民体育館改修設計委託料のこの詳細について説明をお願いします。

○議長（村山 昇君） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） はい、答弁をさせていただきます。

町民体育館改修設計業務委託料ということで、30 年度にですね、当初予算の方でお願いをしていた分ですけど、実際ですね、総合的に吊り天井の改修とかを計画しているんですが、いろんな機能をですね、多角的に検討するというので、31 年度改めてこの委託料の方を計上させていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（村山 昇君） 11 番豊永好人君。

○11 番（豊永好人君） もう一つですね、聞きますけども、これはえびす関連の予算ということで、まず民生費の中にですね、社会福祉費ということで、72 ページ、71 から 72 ですね、まず関連しますんで、71 のですね、民生費の社会福祉費、その中にですね、節のフォークリフト使用料ということで 53 万 4,000 円、それと次のページのですね、バケットということで 27 万ほど上がっていますけども、一応委員会でも詳細な意見を聞きましたけども、もう一度詳細な説明をお願いします。

○議長（村山 昇君） 黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

フォークリフトの使用料、バケット料ということでございますけれども、こちらですね、木質バイオマスボイラーの発熱量の向上、修繕費を抑制させるためにですね、70 パーセントある木質チップの含水率を落とす必要のためにですね、今回計上をさせていただいております。

平成 31 年度から多良木町森林組合所有の旧球磨木材加工事業協同組合内のおがくず、オガ粉の置き場においてですね、木質チップの乾燥作業を行いたいと考えております。

その経費といたしましてですね、木質チップの乾燥を促すための切りかえし作業、運搬するためにバケットの必要経費として 27 万円を計上、あとフォークリフトの使用料として、53

万 4,000 円を計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（村山 昇君） 11 番豊永好人君。

○11 番（豊永好人君） 一応総務委員会の中にですね、私も聞きましたけども、もう要するに含水率が高いということで、一つ、一つはですね、そう予算の中にですね、町長に聞きますけども、要するに横持ちが入ってくるわけですから、次回からですね。

私は、このいろんな使用料を減らすためにですね、よそからのチップの購入も少しは考えた方がいいんじゃないかと思えますけども、その 1 点だけ。

すいませんが、町長にコメントをお願いします。

○議長（村山 昇君） 黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） すいません、お答えいたします。

委員会の中でもですね、ご意見をいただきましたので、肥後環境ですかね、の方から住宅解体時の廃棄木材ですね、産廃ですね、の値段等があえばですね、はい、購入するなり、木質チップにですね、混入し燃焼効率が上げられるようですね、効果が得ればその方法も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（村山 昇君） 11 番。

○11 番（豊永好人君） はい、終わります。

○議長（村山 昇君） 他にに質疑ありませんか。

9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） 歳出にかかわって 3 点お伺いをしたいと思います。

まず一つが 49 ページの目の地方創生推進交付金事業費の節 1 の報酬なんですが、地域資源ブランディングアドバイザーってということで 108 万円とそれに係る旅費として 60 万 3,000 円が計上されています。これはおそらく全協でお話があったことだと思うんですが、確認の意味も含めてちょっと伺いたいと思っておるわけです。

要するに、地域の宝を探してブランド化するというふうなこのために、こういう事業をおやりになるということだと思うんですが、まず目的それからその何を中心にアドバイスをですね、求めるのか、そういうことについてまず伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

地方創生推進交付金事業の中の地域資源ブランディングアドバイザーの報酬といたしまして、108 万円今回計上させていただいております。本町におきましては、この交付金事業におきまして、いろんな事業に取り組んでいるところでございますけども、農産物に付加価値を付けて、所得向上を図るということを目的に別の事業でございますけども、6 次産業にも取り組んでいるところでございます。

今回の内閣府から地方創生人材支援制度というのがございまして、その制度の活用の有無の照会があったところでございました。本町といたしましては、いろんなこう検討させていただいた結果、商品開発や起業支援、人材育成などに精通している方の派遣をお願いできないかということで、申し込みをしていたところでございました。

その中で、国からお二方の派遣の希望があるということで紹介をいただいたところでございまして、そのうちの 1 名なんですけども、県内の大学の助教授でございました。

この方に先日面談をさせていただいたところ、ご自身はこれまで県内におきまして、企業と地元産の農産物に機能評価を行いながら、高付加価値の商品開発、ブランド化というものについて、共同研究をされているというような実績をお持ちでございましたので、この方について、本町の 6 次産業化に関しまして、ご自身の知識とそれから幅広いネットワークをフ

ルに活用していただきまして、本町にアドバイスをいただければというところで予算の計上をさせていただいているところでございます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） それでですね、この旅費についての内訳ですが、これは要するに何回ぐらい来ていただくということで、この予算になっているのか、その点について。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

費用弁償 60 万 3,000 円上げさせていただいております。この内訳につきましては、熊本市から多良木町においでいただくということで、それから月にどのくらいお越しいただけるのかお聞きしましたところ大体月に 3 回程度ということでございますので、熊本市内の往復の交通費と宿泊費合わせまして 1 万 4,548 円、これの月 3 回の 9 か月、これ 7 月から来年の 3 月までというふうに考えておりますので、9 か月分でございます。

それから東京都内でおきまして、この人材派遣制度の研修等も 3 回ほどあるということをお聞きしておりますので、7 万円の 3 回分を計上させていただいているところでございます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） 二つ目ですが、95 ページになります。

この中でですね、目 9 の地籍調査費になるんですが、節 13 の委託料で地籍調査業務委託料これが計上されております。

これが前年比からいきますと 1,069 万円の増加になっておりますが、一つは現在までのですね、いわゆる調査の対象の進捗率、地籍調査のですね。これについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 平川税務課長。

○税務課長（平川 博君） お答えいたします。

平成 30 年度末の進捗率が 83.1 パーセントとなる見込みでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） それでですね、あと残りの要するに面積、あとどれくらいの期間をですね、終了まで完了まで見込んでおられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（村山 昇君） 平川税務課長。

○税務課長（平川 博君） お答えいたします。

地籍調査につきましては、10 か年ごとの計画に基づいて地籍調査を実施しておりまして、現在が第六次の 10 か年計画ということでございまして、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 か年計画で事業を進めているところでございます。

次の第 7 次 10 か年計画が平成 32 年度から平成 41 年度までということでまた、31 年度にですね、新たな計画を作る見込みでございます。

その中には、残りの地籍が終わっていない部分をすべて入れて計画は立てる所存でございますけれども、これには予算が伴ってまいりますので、計画は入れますけれども、国から県の方に流れてくる予算、それからさらに配分をされる多良木町の方に配分される予算に伴いまして、実施できるかどうかというところはまだ未確定というところになっていてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） 地籍調査についてはですね、私も三、四年前にそのうんざりするほど立ち会いをせざるを得なかったんですが、特にあの山間地域、山林でですね、土砂は土砂崩

れは起きているはそうしますと風倒木はあるはでですね、まさにその原型をとどめないような状況の山林が隣接しているわけですね。

ですから私も立会人で行きましたが、こられた相手の立会人も要するにどこが境界なのかっていうのは、もちろんわかりませんがどこが自分の山かもわからないっていうそういう事態がですね、岩川内、それから私、松ヶ野周辺なんですけど、そういうことがありました。

ですからこれ時期が遅くなればなるほどですね、そういう事態が増えてくる。そうなりますとますます時間はかかる費用はかかるということになりますので、その点についてはぜひともですね、もちろん予算との兼ね合いがありますが、そういう進捗状況についてですね、適正にっていうか、なるべく迅速にっていうことをですね、お願いをしたいというふうに思っています。

次、三つ目です。99 ページになります。目の 15、農地利用最適化推進費、これの節 1 の報酬です。554 万 7,000 円が農地利用最適化活動として計上されております。

まずどのような事業効果がこれまでに上がっているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 大石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大石浩文君） それではお答えいたします。

農地利用のこの交付金に係る主な活動また成果としましてはですね、まずあの担い手への農地集積集約化の推進活動というのがございまして、本町の農業委員及び推進委員が連携をしてですね、担い手への農地の集積集約を行っていただいております。

30 年度の成果といたしましては、農地集積面積が 22.6 ヘクタールということで実績が上がっているところでございます。

また、遊休農地の発生防止解消の活動も行っておりまして、こちらにつきましては、毎年、実施しておりますけれども、農地の利用状況調査ということでですね、農地の農地パトロールを行っております。

遊休農地の発生防止と解消に努めておりまして、成果としましては、平成 30 年度が遊休農地の解消面積が 2.2 ヘクタール解消したということで実績が上がっております。

また、その他にもですね、農地中間管理機構との連携活動ということで、農地の賃貸借の更新時期等に合わせてですね、農地中間管理機構の活用推進等を図ってもらっております。

こちらにつきましては、ちょっと数値はちょっと把握しておりませんが、そういったところで成果等が上がっているところでございます。

○議長（村山 昇君） 9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君） それでですね、農家の高齢化それから担い手の不足っていうことの中でとりわけ中山間地も含めてこの事業を進めていく上でですね、当然課題があると思うんですが、そのことについて、その課題、問題点について、一応簡潔にご答弁いただければと思うんですが。

○議長（村山 昇君） 大石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大石浩文君） それではお答えいたします。

この事業に対する課題ということでございますけども、現在ですね、国の方も農地の集約化等については非常にこう推進しなさいということで、推進をされております。

それに伴いまして本町でもですね、農業委員また推進委員を中心としまして、そういった農地の集積化に向けていろんな活動させていただいております。

今後につきましてもですね、担い手への農地の集積集約を図っていくということで、大きなこの、最適化に向けての事業となりますので、農業委員さんとまた推進委員さん連携していただいております。また農業委員会の事務局も中心となりまして、この活動に・・・いきたいということで考えております。

課題としましてはなかなかとは申しましても、簡単にはいかない現状でございまして、なるだけ集積に向けて先ほど言いましたとおり、農業委員及び推進委員が連携していただいて、事業に当たっていただくということで考えております。

○9番(久保田 武治君) 9番終わります。

○議長(村山 昇君) 質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号、平成31年度多良木町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第18 「議案第51号」 平成31年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算

○議長(村山 昇君) 次に、日程第18、議案第51号、平成31年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号、平成31年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算は、原案のとおり可決されました。

日程第19 「議案第52号」 平成31年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定) 予算

○議長(村山 昇君) 次に、日程第19、議案第52号、平成31年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、平成 31 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 「議案第 53 号」 平成 31 年度久米財産区特別会計予算

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 20、議案第 53 号、平成 31 年度久米財産区特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、平成 31 年度久米財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 「議案第 54 号」 平成 31 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 21、議案第 54 号、平成 31 年度多良木町上水道事業会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、平成 31 年度多良木町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 「議案第 55 号」 平成 31 年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 22、議案第 55 号、平成 31 年度多良木町下水道事業特別会

計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、平成 31 年度多良木町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 「議案第 56 号」 平成 31 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 23、議案第 56 号、平成 31 年度多良木町介護保険特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、平成 31 年度多良木町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 「議案第 57 号」 平成 31 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 24、議案第 57 号、平成 31 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、平成 31 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

(午後 1 時 28 分散会)